

二本松市「高校生の通学費助成制度」について

下記の受給要件を満たす生徒の保護者へ通学費を助成します。

受給要件

- 令和6年9月1日現在、市内に住所を有し、学校教育法に規定する高等学校等（高等学校、高等専門学校（3年生までの期間）、専修学校高等課程）に通学していること。
- **市内**の学校に通学している場合、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。
- **市外**の学校に通学している場合、自宅から学校、又は自宅から最寄駅、どちらか近い方までの道のりが10km以上あること。（電車を利用しないことが妥当と判断される場合は、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。）

＜市外の学校に通学している場合の例＞



この制度は、主に、市内の高校に通学している方で高校から離れた地域にお住まいの方や、市外の高校に通学している方で駅から離れた地域にお住まいの方へ、通学費を助成するものです。
受給要件を満たさない場合は該当となりませんのでご了承ください。

助成金額

年額 25,000 円

提出書類

①公私立高等学校等通学費支給申請書(令和6年9月1日以降の学校長の証明が必要です。)

②振込依頼書

※①の保護者名、②の保護者名および口座名義人は、全て同一人物としてください。

提出先

二本松市教育委員会教育総務課または各支所地域振興課

申請期間

令和6年9月2日（月）～令和7年2月28日（金）

お問い合わせ

教育総務課総務係 電話 0243-55-5149（直通）